

資料3

(民間準備金残高の回復に向けて)

平成31年4月5日(金)

財務省

地震保険金の支払状況

(2018年3月31日現在)

	地震名等	発生日	再保険金支払額※ (百万円)
1	平成23年東北地方太平洋沖地震	2011年 3月11日	1,279,517
2	平成28年熊本地震	2016年 4月14日	382,360
3	平成7年兵庫県南部地震	1995年 1月17日	78,346
4	宮城県沖を震源とする地震	2011年 4月 7日	32,393
5	福岡県西方沖を震源とする地震	2005年 3月20日	16,973
6	平成13年芸予地震	2001年 3月24日	16,942
7	平成16年新潟県中越地震	2004年10月23日	14,897
8	平成19年新潟県中越沖地震	2007年 7月16日	8,249
9	福岡県西方沖を震源とする地震	2005年 4月20日	6,429
10	平成15年十勝沖地震	2003年 9月26日	5,990

「大阪府北部を震源とする地震」
(発生日:2018年6月18日)
再保険金支払額※
107,151百万円

「平成30年北海道胆振東部地震」
(発生日:2018年9月6日)
再保険金支払額※
38,670百万円

(いずれも2019年3月31日現在)

(出典:日本地震再保険(株)調べ)

※「再保険金支払額」は、各損害保険会社の請求に基づき日本地震再保険(株)が支払った再保険金の額

官民保険責任割合の考え方

【総支払限度額・官民保険責任額】※1回の地震あたり

【総支払限度額】

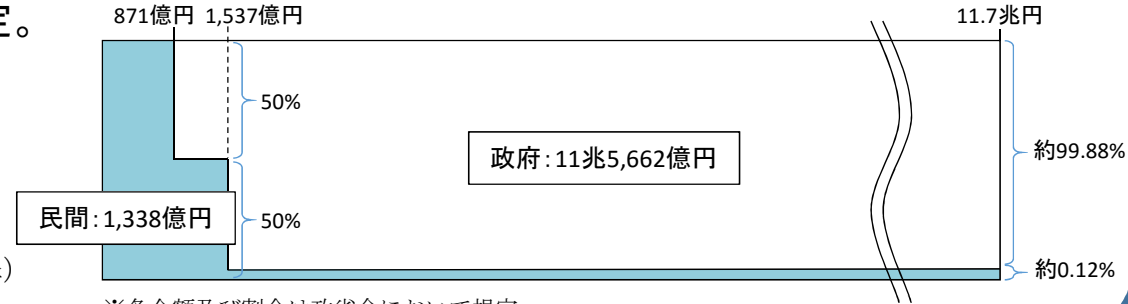
大正関東大地震が再現するケースにおいて、契約動向等を考慮して予想支払保険金を算出。これを総支払限度額として設定。

【官民保険責任額】

民間準備金残高を考慮し、民間準備金が連続する2回の大地震に耐えるよう、民間における保険金支払能力の余力（バッファー）を確保して官民保険責任額を算出。（平成25年度以降）

※1回の地震等により政府の支払うべき再保険金の総額は、法律に基づき毎年度予算総則に規定

《平成31年度官民保険責任額（レイヤー）》



※各金額及び割合は政省令において規定

民間準備金残高をベースとした制度設計

官民保険責任額（レイヤー）を基に算出

民間準備金残高の実績及び将来予測を踏まえ、レイヤー設定

【民間準備金残高】

保険料の配分、民間における地震保険金支払額、運用実績等により変動

【平成29年度末残高】 3,407億円
（平成21年度末残高：9,693億円）

平成30年度末残高見込：2,273億円

（参考1）平成31年度予算

政府配分：1,737億円（79.94%）
民間配分：436億円（20.06%）

【平成29年度決算】

政府配分：1,569億円（81.57%）
民間配分：354億円（18.43%）

（参考2）平成21年度決算

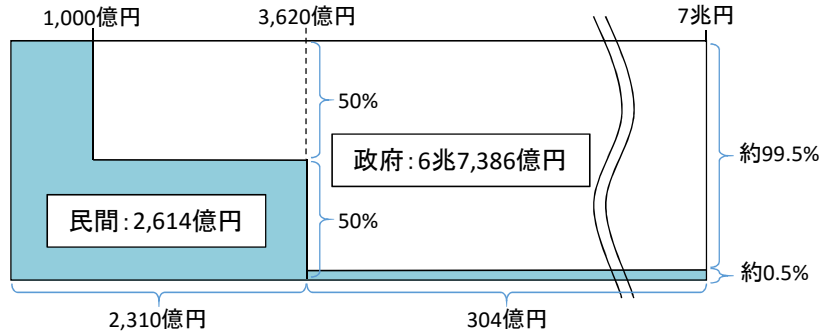
政府配分：535億円（47.80%）
民間配分：584億円（52.20%）

【保険料の官民配分】

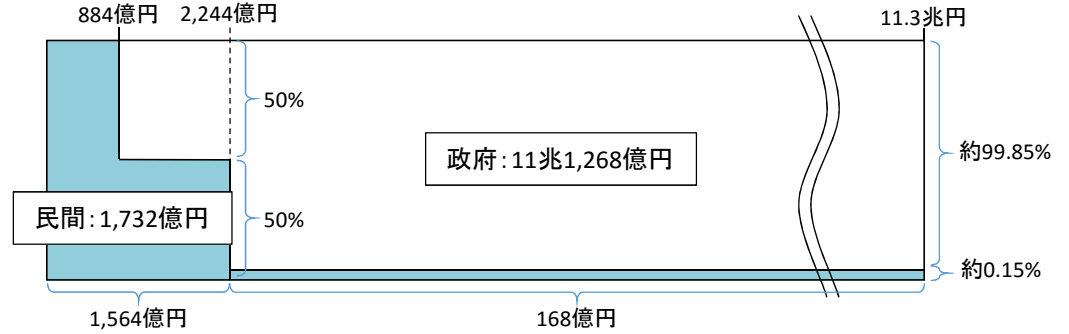
将来予想される保険金支払発生リスク（地震モデル：約40万強）を発生頻度により年間単位に置き換え、官民保険責任額に応じて算出

官民保険責任額(レイヤー)改定の推移

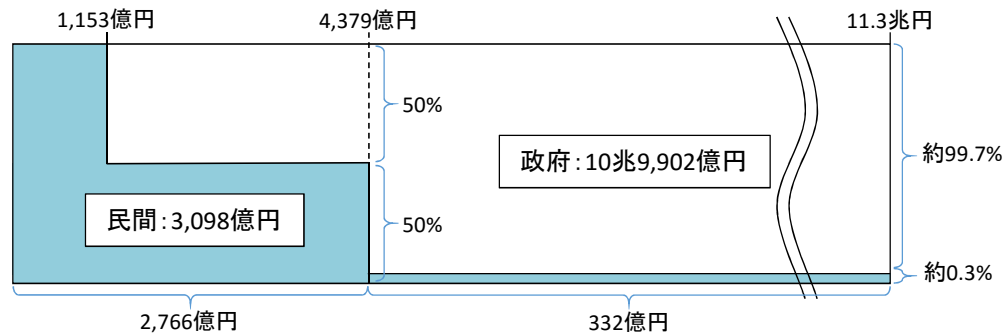
(平成26年度当初予算)・・・平成26年4月1日改定



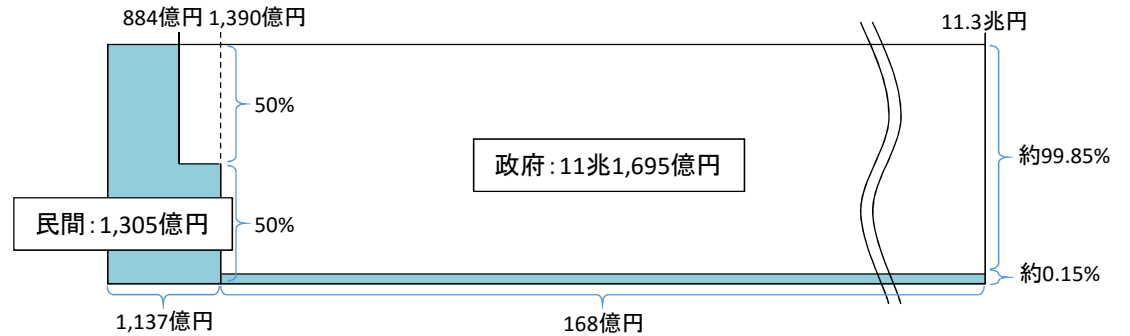
(平成29年度当初予算)・・・平成29年4月1日改定



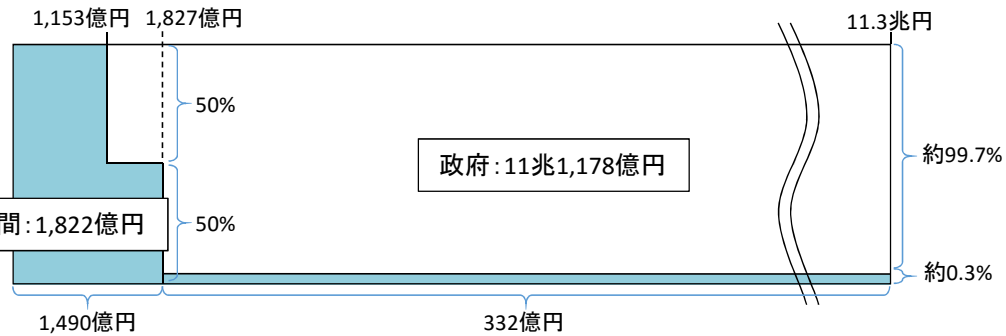
(平成28年度当初予算)・・・平成28年4月1日改定



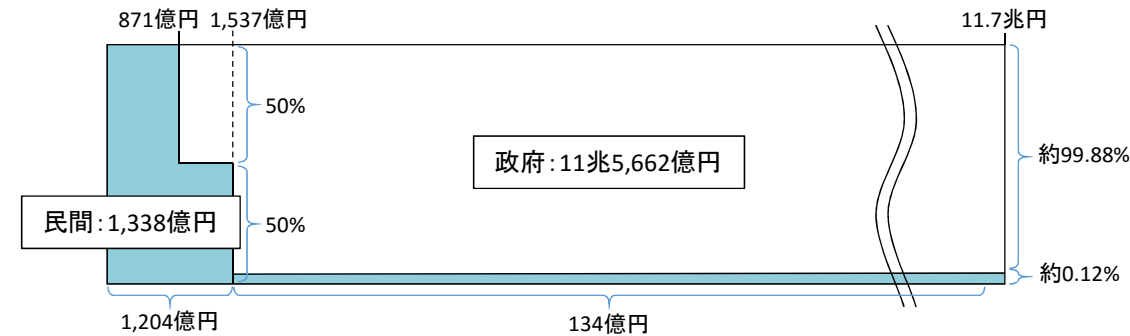
(平成30年度第二次補正予算)・・・平成31年2月14日改定



(平成28年度第二次補正予算)・・・平成28年10月19日改定



(平成31年度当初予算)・・・平成31年4月1日改定



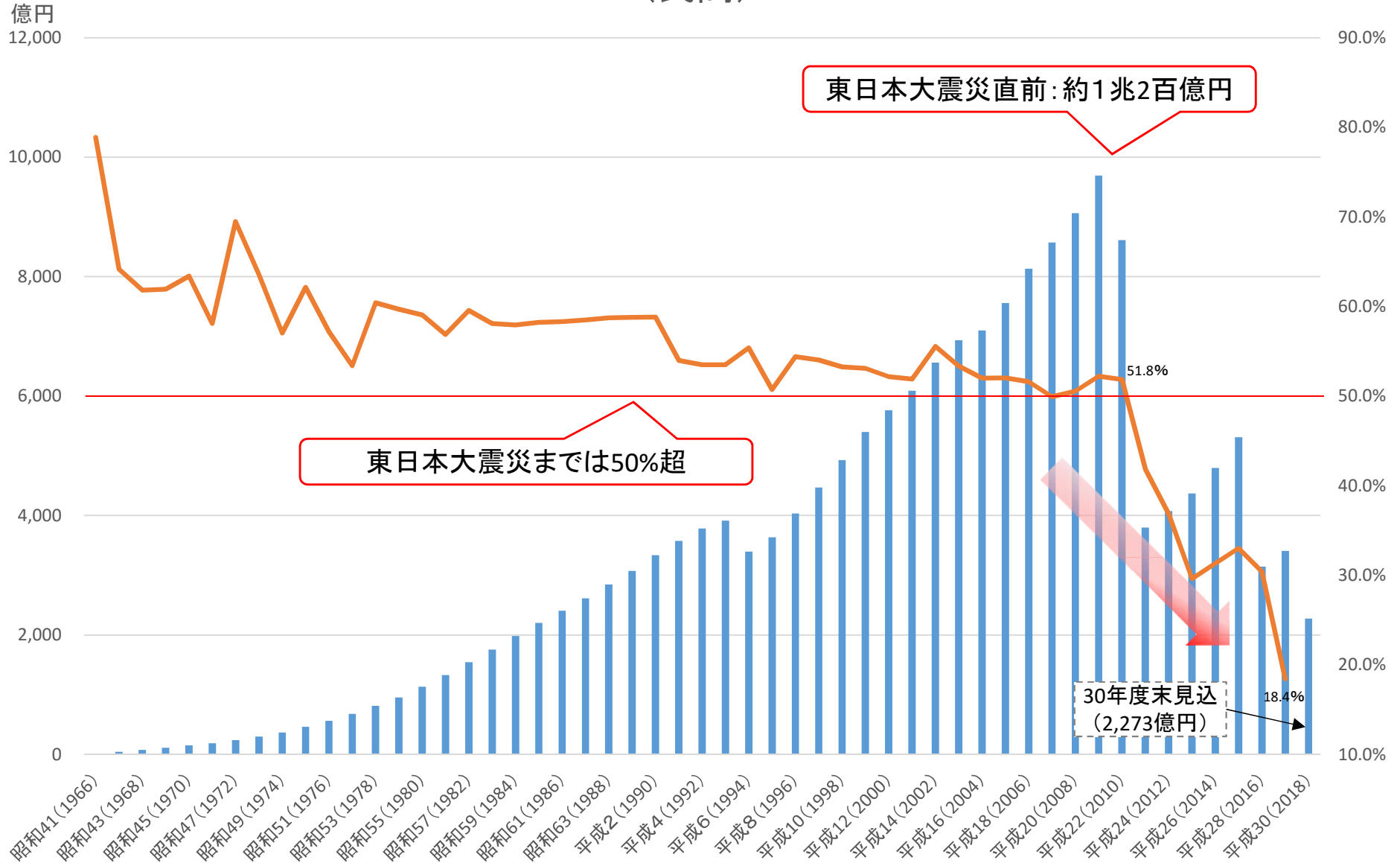
民間準備金残高の現状

危険準備金残高推移と再保険料収入割合推移

(準備金残高: 棒グラフ)

(民間)

(収入割合: 折れ線グラフ)



2. 強靱性

(1) 民間準備金枯渇後の対応

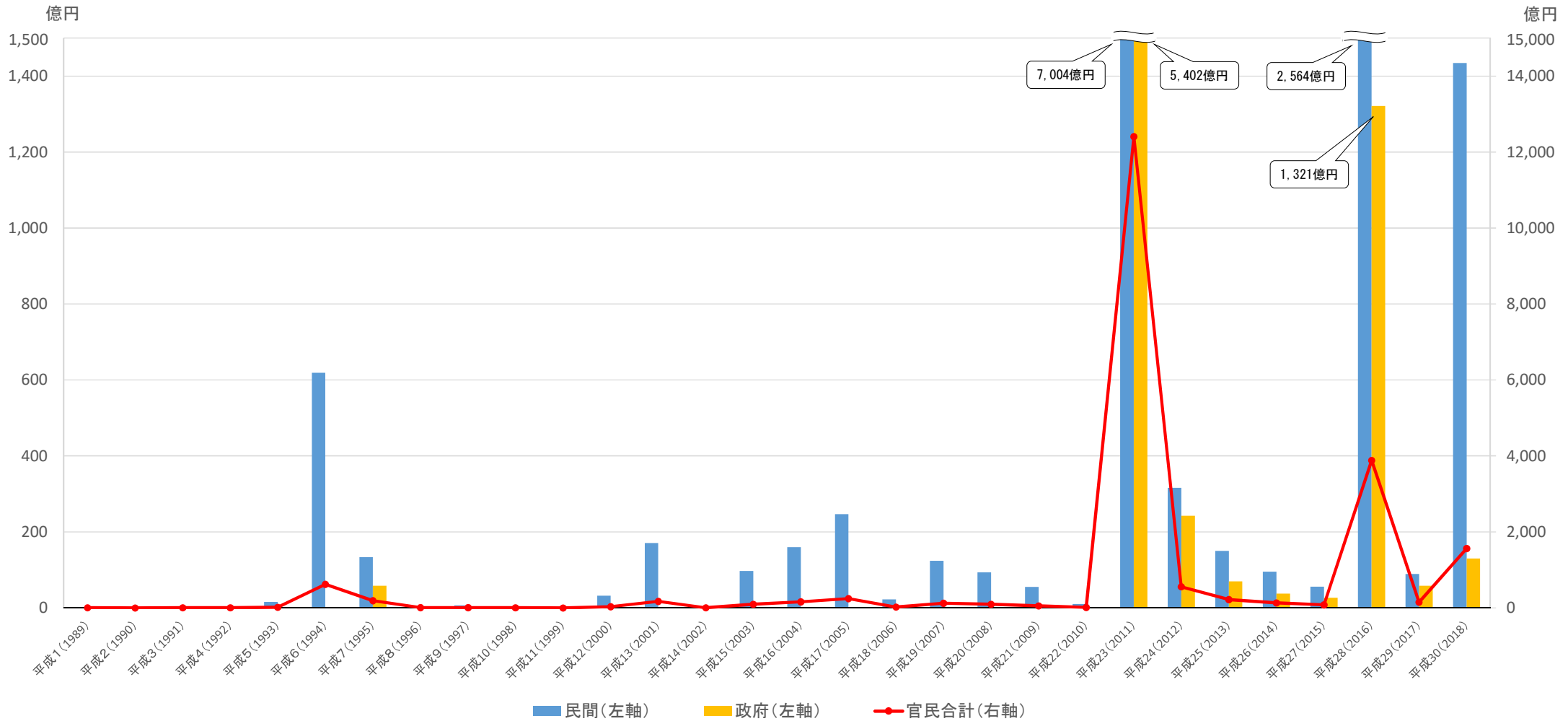
(民間準備金枯渇後の保険料収入の官民配分のあり方)

保険契約者から収納される保険料は、官民の保険責任割合に応じて国と民間に配分される。民間準備金枯渇後に民間保険責任を大幅に減額すると民間に配分される保険料収入も激減し、民間準備金の積み上がりペースが落ちてしまう。このため民間責任額も増えず、民間保険料収入も増えないという悪循環に陥る。地震リスクを官民バランスよく負担し合うことによって地震保険制度の強靱性向上を図るため、民間準備金枯渇後の保険料収入の官民配分のあり方について、民間準備金の積み上がりペースを高める方策を検討する必要がある。例えば、一定期間後に第2レイヤー(官民半々負担)までの範囲内で一定規模の地震に対応できる水準となるまで民間準備金を回復させるとの目標を立て、これに向け毎年必要額を積み上げる、といった方策が考えられる。

官民(再)保険金支払額の推移(平成元年以降)

(民間、政府:棒グラフ)

(官民合計:折れ線グラフ)



官民(再)保険金支払額の平均(1年当たり)

(単位:億円)

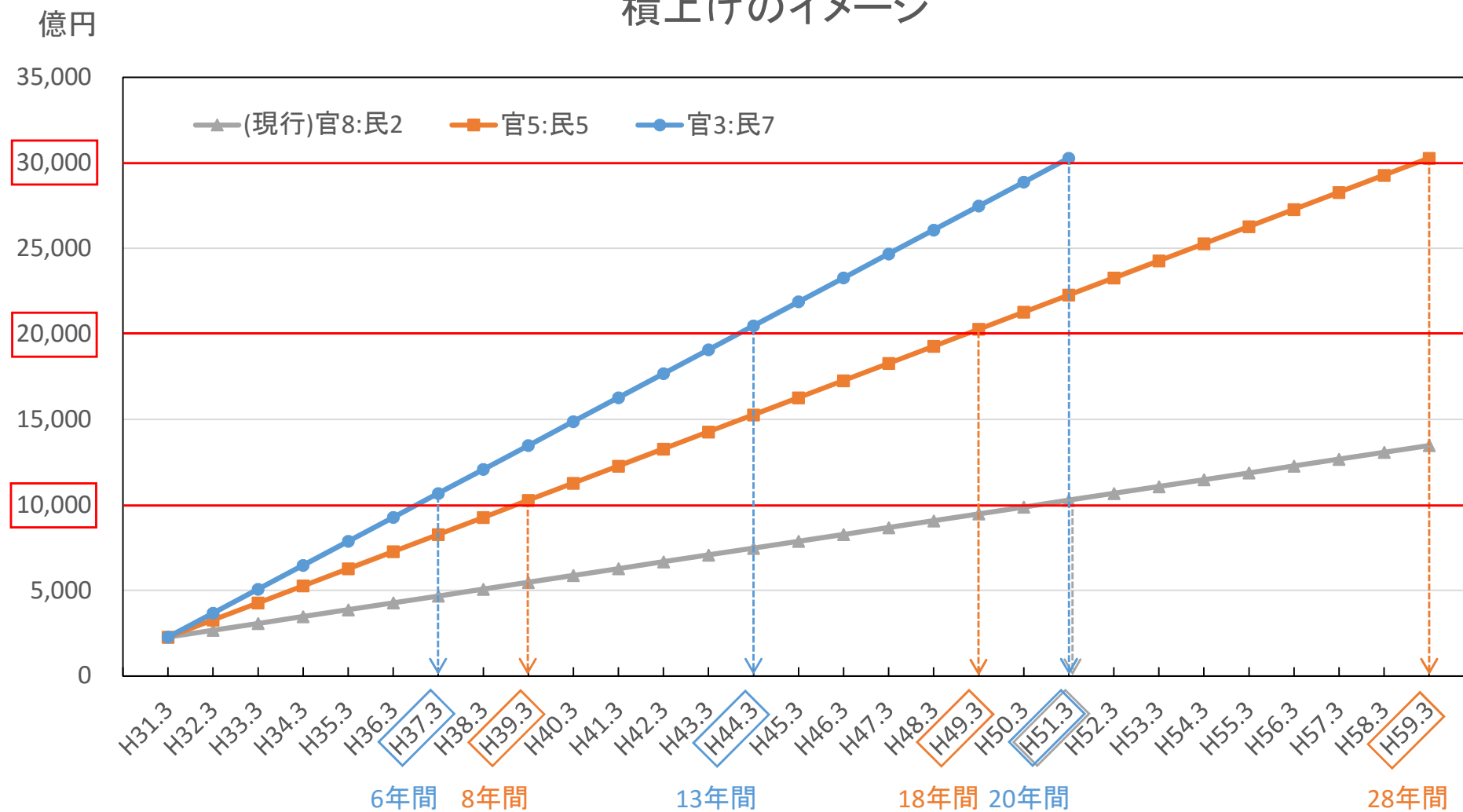
	民間	政府	合計
制度発足以来	255	139	394
平成元年以来	450	245	695
過去20年	636	364	1,001
過去10年	1,178	729	1,906
過去5年	848	315	1,163

民間準備金積上げのシミュレーション

【前提条件】

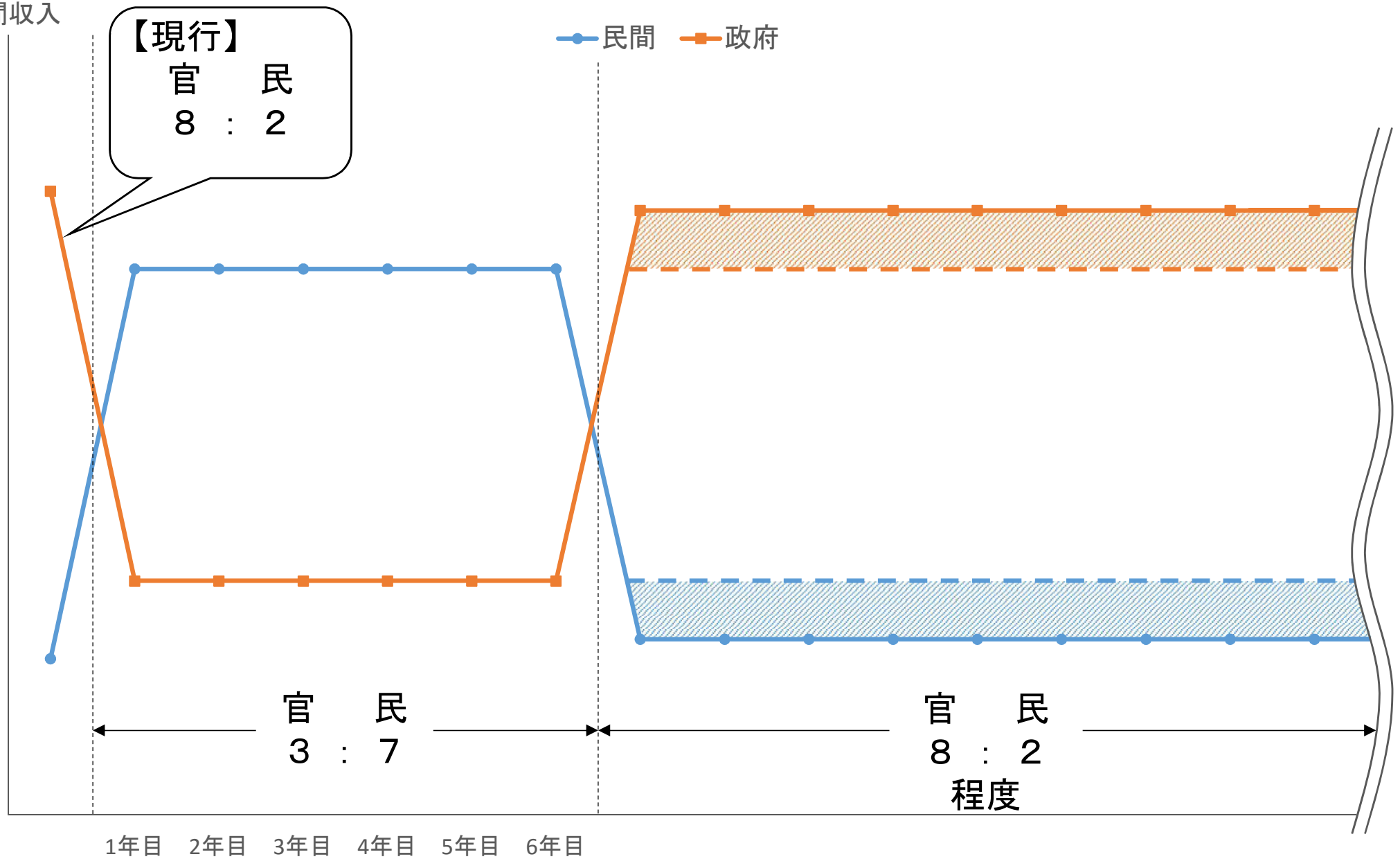
- (1) 民間準備金残高(平成30年度末): 2,273億円(平成31年度当初予算ベース)
- (2) 年間保険料収入: 2,000億円、支出: ゼロ と仮定

積上げのイメージ



官民保険料収入の推移(イメージ)

年間収入



※積上げ目標値1兆円、官民配分割合3:7の場合

地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)

(保険料率及び再保険料率)

第五条 政府の再保険に係る地震保険契約の保険料率は、収支の償う範囲内においてできる限り低いものでなければならない。

2 政府の再保険事業に係る再保険料率は、長期的に再保険料収入が再保険金を償うように合理的に定めなければならない。

地震保険制度に関するプロジェクトチーム報告書(平成24年11月)

2. 強靱性

(1) 民間準備金枯渇後の対応

(略) なお、このような方策は補正予算までのつなぎとして位置づけられるべきものであって、民間責任を準備金の範囲内に限定する趣旨のものではない。準備金枯渇後においても、民間保険会社は過度な負担とならない範囲で保険責任を負うこととし、損害査定等に規律を働かせる必要がある。

4. 保険料率

(略) なお、東日本大震災による準備金の減少は料率引上げの理由とはならない。保険料率はあくまでも将来の地震リスクに基づくものでなければならない。料率改定にあたり、料率改定の理由について、加入者への十分な説明が必要となる。